

○世羅町議会基本条例

平成27年12月17日 条例第38号

改正

平成31年 3 月22日 条例第 7 号

世羅町議会基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 議会と議員の活動原則（第 2 条―第 4 条）

第 3 章 町民と議会との関係（第 5 条―第 7 条）

第 4 章 議会と町長等との関係（第 8 条―第11条）

第 5 章 自由討議の拡大（第12条）

第 6 章 議会及び議会事務局の体制整備（第13条―第17条）

第 7 章 議員の政治倫理（第18条）

第 8 章 最高規範性及び見直し手続（第19条―第21条）

附則

前文

日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、世羅町民（以下「町民」という。）から選挙で選出された議員により構成される世羅町議会は、同じく町民から選挙で選ばれた世羅町長と共に、世羅町の代表機関を構成する。

この二つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動をし、議会は多数人数による合議制の決定機関として、一方、町長は独任制の決定機関として、それぞれ異なる特性を活かし、町民の意思を町政に的確に反映させるために、常に切磋琢磨して最良の意思決定を導く使命が課せられている。

そのため、議会の権限として付与された議決権、検査権、監査請求権、意見書提出権、同意権、承認権などを駆使し、町長に対し厳正公平な執行を促すことが求められる。

また、議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定を遵守し、あらゆる権能を駆使して町行政の立案、決定、執行、評

価における論点・争点を広く町民に明らかにする責務を有している。

世羅町議会としては、「真に町民に開かれた議会」、「町民本位で自立した議会」、「町民に分かりやすい議会」を心掛け、町民から信頼される議会を目指すものとする。

そのため、議会そして議員は従来の活動にとどまることなく、常に自己研さんして資質の向上を図り、議会改革を推し進めるため、議会運営の基本事項を定め、議会としての役割と活動の指針を明確にするためこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項及び議会の基本理念を定めることにより、議会が開かれた議事機関としての役割を果たすとともに、町民の福祉の向上と持続可能な豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第 2 章 議会と議員の活動原則

（議会の活動原則）

第 2 条 議会は、次に掲げる事項を原則として活動を行うものとする。

- （１） 議会が町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公平性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議会を目指して活動すること。
- （２） 議会は、議会が議員、町長、町民等の自由な討論の場であるとの認識に立って、その実現のためにこの条例に規定するもののほか、この条例を踏まえて、世羅町議会会議規則（平成16年議会規則第1号）（以下「会議規則」という。）の内容を継続的に見直すものとする。
- （３） 議長は、世羅町議会傍聴規則（平成16年議会規則第2号）に定める傍聴に関し、傍聴の意欲を高める議会運営に努めるものとする。
- （４） 議会は、会議を定刻に開会するものとし、会議を休憩する場合、議長はその理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。

（委員会の活動原則）

第 3 条 世羅町議会委員会条例（平成16年条例第150号）に規定する常任委

員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）での調査・審査に当たっては、委員会の委員は、町民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

- 2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどるものとする。

（議長及び議員の活動原則）

第4条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- （1）議長は、議会を代表し、民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うものとする。
- （2）議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を重んじなければならない。
- （3）議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の代表としてふさわしい活動をするものとする。
- （4）議員は、議会の構成員として、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 町民と議会との関係

（町民参加及び町民との連携）

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、委員会の運営に当たっては参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 3 議会は、町民、町民団体等との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策能力を高めるものとする。
- 4 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会だよりに公表するなど、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

（請願及び陳情等）

第6条 議長は、請願書又はこれらに類する陳情書（以下「請願等」とい

う。)は、町民からの政策提言と位置付け、議会運営委員会に諮って審議の必要又は不必要を決定するものとする。

2 議長は、議会運営委員会において審議が必要と認めた請願等については原則として所管常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に付託するものとする。

3 付託を受けた常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、請願等の審議にあたって必要がある場合は、提出者からの意見聴取、現地調査等を行うものとする。

(議会報告会)

第7条 議会は、町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営に反映するものとする。

第4章 議会と町長等との関係

(町長等との関係の基本原則)

第8条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

(町長等と議会及び議員との関係)

第9条 議会の本会議における議員と町長等の質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にすることとする。

2 一般質問は、一問一答方式で行い、事前に、その内容を議長に書面で通告し、議員は通告した内容に基づいて質問するものとする。

3 町長等は、議員の質問及び質疑に対する説明をよりの確に行うため、議長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。

4 議員は、町長等の指揮下にある審議会等附属機関への委員としての参加は、原則として控えるものとする。

(町長等による政策等の形成過程の説明)

第10条 議会は、町長等が提案する政策、施策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため、町長等に対し

て、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策のきっかけ又は背景
- (2) 提案に至る経緯、検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け及び整合性
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、町長等が町政における重要な計画等を決定し、変更する場合、会議規則第128条の規定による全員協議会で政策等の形成過程について説明を求めるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料)

第11条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明及び資料を町長等に求めるものとする。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第12条 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議長は、町長等に対する会議等への出席要請を必要最小限度にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営するよう努めるものとする。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び請願、陳情等、町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議による議論を通じて合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営)

第13条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な設置及び運営により機動力を高めなければならない。

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層との研修会を開催するものとする。

(議員の派遣)

第15条 議会は、議案の審査又は町政に関する課題若しくは町が推進すべき事務の調査に必要があると認めるときは、議員を派遣することができる。

2 前項の規定により派遣を行う基準は、別に定める。

(議会広報の充実)

第16条 議会は、町政に関わる重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、ケーブルテレビによる議会中継を実施するほか、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化するよう努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、町民全体の代表者として法令の遵守はもとより倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規程等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図る。

(議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、町民に対する責任を果たさなければならない。

(条例の見直し手続)

第21条 議会は、この条例の目的が達成されているかを必要に応じて検討し、適切な措置を講じるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。